

愛知県道路公社郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県道路公社の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 本要領により実施する対象は、理事長が決定する。

(入札の公告等)

第3条 郵便入札に付するときは、愛知県道路公社工事の請負契約等の取扱いに関する細則第6条に規定する入札の公告及び同条の2に規定する入札通知（以下「公告等」という。）において、次に掲げる事項も併せて公告等を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 開札の日時及び場所
- (6) この要領の規定に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

第4条 入札参加者は、入札書、内訳書及びその他当該入札の公告等で規定する書類（以下「入札書等」という。）を、次に掲げる方法により郵送で提出しなければならない。

- (1) 郵送方法は、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」又は「特定記録郵便」のいずれかとし、公告等で指定された提出先に郵送しなければならない。
- (2) 外封筒及び中封筒の二重封筒とし、中封筒に入札書を入れ、封かんの上、封筒の表面に、「入札書在中（朱書き）、開札日、案件名、路線等の名称、履行場所（以下「案件名」という。）、入札者の商号又は名称（以下「差出人名」という。）」を記載しなければならない。外封筒には、入札書等を同封した中封筒を入れ、外封筒の表面に「入札書在中」を朱書きし、裏面に担当者の所属、氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(入札書等の保管等)

第5条 到達した入札書等はいかなる理由があっても開札まで開封しないものとし、開札日時まで金庫等において厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。
- 3 入札書等の到達の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札書の無効)

第6条 愛知県道路公社建設工事関係入札心得書第14条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第1号に規定する郵送方法によらない入札。
- (2) 到達期限を過ぎて到達した入札。
- (3) 中封筒表記の案件名又は差出人名が記載されていない入札。
- (4) 同一の封筒に2枚以上の入札書を入れた入札。
- (5) 中封筒表記の案件名又は差出人名と入札書の案件名又は入札者名が相違する入札。
- (6) その他、入札に関する条件に違反した入札。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札書等の到達期限までに、入札辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

- 2 入札書等が到達済みの場合は、入札の辞退を認めないものとする。

(開札の執行)

第8条 開札は、公告等において示した日時及び場所において行うものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立会うことができるものとする。
- 3 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員1名を立ち合わせるものとする。
- 4 入札執行回数は2回とし、1回目の入札で予定価格を上回り再入札となった場合は、速やかに入札参加者へ連絡し、2回目の開札の日時、場所及び入札書等の到達期限を指定して、再度入札書を郵送させるものとする。
- 5 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札に立ち会っているときはその者にくじを引かせ、立ち会っていないときは当該入札者に代わって入札事務に関与しない職員にくじを引かせるものとする。なお、必要があると認めるときは、くじを行う日時を別に定め、その日時において、当該くじを引くべきすべての入札者にくじを引かせることができる。

(入札結果の通知)

第9条 入札の結果、落札者が決定したときは、速やかに落札者に連絡するものとする。なお、失格・無効となった者についても同様とする。

(費用の負担)

第10条 郵便入札に要する一切の費用は、入札結果にかかわらず入札参加者が負担するものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第11条 郵便事情等により事故が発生した場合または不正な行為等により、必要があると認めると

きは入札の延期、中止または入札の取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を郵便入札参加者に返却するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。